

○日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例

平成 21 年 3 月 31 日条例第 247 号

改正

平成 24 年 3 月 30 日条例第 12 号

平成 25 年 3 月 28 日条例第 15 号

日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 重度心身障害者(「児」を含む。) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている障害の程度が1級、2級又は3級であるもの若しくは児童相談所、知的障害者更生相談所の判定により重度の知的障害者とされた者
- (2) 医療保険各法 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- (3) 保険給付等 医療保険各法に規定する被保険者又は組合員に対する療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費(医療保険各法に規定するこれらの保険給付のそれぞれ被扶養者に関する給付を含む。)
- (4) 一部負担金 保険給付等を受ける者が保険給付等の対象となる診療の範囲内において負担すべき額

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に該当する重度心身障害者であつて、市長が発行する重度心身障害者医療費受給資格者証を有するものとする。

- (1) 日南市の区域内に住所を有すること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第3項及び第4項並びに附則第 18 条第2

項に規定する特定施設に入所する障害者については、同法第 19 条の規定により、市長が支給決定しなければならない者を対象とする。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又はこれらの被扶養者であること。

(3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)その他法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けていない者であること。

(4) 重度心身障害者の前年の所得(1 月から 7 月までの間に受けた医療費については、前々年の所得。以下同じ。)が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和 61 年政令第 54 号)第 52 条の規定により読み替えられる旧国民年金法施行令(昭和 34 年政令第 184 号。以下「旧令」という。)第 6 条の 4 第 1 項に規定する額以下であり、かつ、重度心身障害者の配偶者の前年の所得又は重度心身障害者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が旧令第 5 条の 4 第 2 項に規定する額未満であること。

(助成)

第 4 条 市長は、助成対象者のうち身体障害者手帳の程度が 1 級、2 級、療育手帳の判定が A 又は身体障害者手帳の程度が 3 級かつ療育手帳の判定が B1 である者については、重度心身障害者に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(医療保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額)から 1 人月額 1,000 円を控除した額を助成するものとする。

2 市長は、助成対象者のうち身体障害者手帳の程度が 3 級である者については、重度心身障害者に係る保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(医療保険各法による附加給付がある場合は、その額を控除した額)から 1 人月額 1 医療機関につき 1,000 円を控除した額を助成するものとする。

(助成の方法)

第 5 条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づいて行い、1 月を単位として助成額を決定し、申請者に支給するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず医療費として当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定により支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

- 4 第1項の申請は、助成対象者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して1年を経過した日以後においてはすることができない。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者から同一の事由について損害賠償の支払を受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の日南市重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和 50 年日南市条例第 27 号)、北郷町重度障害者(児)医療費助成に関する条例(昭和 50 年北郷町条例第 21 号)又は南郷町重度心身障害者(児)医療費助成に関する条例(昭和 50 年南郷町条例第 21 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 24 年3月 30 日条例第 12 号)

この条例は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年3月 28 日条例第 15 号)

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。(後略)